

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

我が国においては、まだ食べることができる食品が生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロス¹が発生しています。食品ロスの問題については、平成27年（2015年）の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ²」で言及されるなど、国際的にも重要な課題となっており、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題です。

このような中、行政、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的とする「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が令和元年（2019年）10月から施行されました。また、令和2年（2020年）3月には、同法第11条に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定されています。

食品ロス削減推進法では、地方公共団体は地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされているほか、基本方針を踏まえて食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。

本県では、これまでに食品ロスを減らす生活習慣を環境・身体・家計にかしこい『スマート・フードライフ』と名付けて県民に提案し、主に家庭から発生している食品ロスの削減に向けた取組みを実施してきたところですが、今後は食品ロス削減推進法の趣旨を踏まえ、事業者から発生している食品ロスの削減にも取り組む必要があるほか、事業者、消費者、県、市町、関係団体等の多様な主体が連携し、本県の現状や特性に応じた取組みを実施し、食品ロスの削減を推進する必要があります。

このような状況を受け、本県における食品ロスの削減を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、食品ロス削減推進法第12条第1項の規定に基づき都道府県が国の基本方針を踏まえて策定する都道府県食品ロス削減推進計画として位置付けます。

また、同法第12条第2項の規定に基づき、香川県環境基本計画や香川県廃棄物処理計画、香川県消費者教育推進計画及びかがわ食育アクションプラン等、関係法令に基づく各種計画と調和を図ります。

¹ 本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品（※食品廃棄物には、食品ロスのほか、魚・肉の骨等の食べられない部分が含まれる。）

² 2015年9月の国連総会で採択された2030年までの国際開発目標（SDGs）

3 計画期間

計画期間は令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。ただし、今後の社会経済情勢の変化や食品ロスに関連する制度の改正、施策の実施状況等に応じて、計画期間内であっても必要な見直しを行うこととします。